

議案第36号

さいたま市史編さん審議会条例の制定について
さいたま市史編さん審議会条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市史編さん審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の市史の編さんに関し必要な事項を調査審議するため、さいたま市史編さん審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 市史の編さんに係る計画の策定に関する事項
- (2) 市史の調査、執筆及び刊行に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市史の編さんに関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 専門委員が欠けた場合の補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第8条 審議会は、専門の事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

(守秘義務)

第9条 審議会の委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。